

第 8 4 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年豊
川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）			
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	
1～22（略）				1～22（略）			
23	市長	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (略) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医	23	市長	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>雇用対策法</u> _____ _____ _____ _____（昭和 41 年法律第 132 号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (略) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医

			療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの				療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			<u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>				
24	市長	豊川市遺児の育成をはかる手当条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	24	市長	豊川市遺児の育成をはかる手当条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの				<u>児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支				特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
							障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支

			援に関する情報であって規則で定めるもの				援に関する情報であって規則で定めるもの
			<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>				
			豊川市障害者のしあわせを高める手当条例による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの				豊川市障害者のしあわせを高める手当条例による手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
25	市長	愛知県遺児手当支給規則による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	25	市長	愛知県遺児手当支給規則による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
			<u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u>				
26～28	(略)			26～28	(略)		
29	市長	子ども・子育て支援法に準じて行う食事の提供に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの	29	市長	子ども・子育て支援法に準じて行う食事の提供に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

			公的給付支給等 口座登録簿関係 情報であって規 則で定めるもの				
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。